

2023年（令和5年）4月5日

各 位

明 石 市

## 電子入札の運用開始等について（お知らせ）

みだしの件について、下記のとおりお知らせします。

### (1) 電子入札の運用開始日

令和5年5月23日（火）公告の発注案件から電子入札を実施します。

### (2) 電子入札案件の発注情報及び開札結果について

電子入札による発注案件及び開札結果がある場合は、明石市ホームページ「入札コーナー」の入札カレンダー（公告日・開札日）に、『電子（外部サイトへリンク）』と記載します。クリックすると、「入札情報サービス」へ遷移しますので、画面左側のメニューから「建設工事⇒案件カレンダー」または「コンサル⇒案件カレンダー」をクリックしてください。カレンダー画面に遷移したら、確認したい月日の「公告」または「結果」の横に表示されている件数をクリックすると案件が表示されますので内容を確認してください。

### (3) 電子入札の開札時の立会人並びに入札金額等の読み上げの廃止について

地方自治法施行令第167条の8の規定が改正されたことに伴い、電子入札の開札時の立会人を廃止します。なお、郵便入札案件は、引き続き立会人を依頼します。

開札については、引き続き傍聴は可能ですが、再度入札を新たに活用するため、入札金額及び予定価格の読み上げや入札画面のスクリーンへの投影は行いませんので、あらかじめご了承ください。

### (4) 予定価格の公表時期の変更について

再度入札を新たに活用することから、予定価格の公表時期を変更します。

予定価格の事後公表案件…電子入札案件・郵便入札案件ともに入札結果表にて公表します。

予定価格の事前公表案件…これまで通り公告文に記載して公表します。

### (5) 再度入札の実施について

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札）がなく、再度入札の必要がある場合には、再入札通知書を有効な入札を行った入札参加者にメールで送信します。

原則として、再度入札は当日午後5時までとし執行回数は1回とします。

問い合わせ先

明石市総務局財務室契約担当

電話番号 078-918-5012

電子メール keiyaku@city.akashi.lg.jp